

大阪市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市旅館業法の施行等に関する条例（平成15年大阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前												
(法第3条第3項第3号の条例で定める施設) 第7条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 [(1) 略] [(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法 <u>第31条第2項に規定する指定施設</u> [(3)～(6) 略] [2 略] (法第4条第2項の基準) 第9条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。 (1) 1客室の1人当たりの床面積は、次の表の左欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること	(法第3条第3項第3号の条例で定める施設) 第7条 [同左] [(1) 同左] [(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法 <u>第29条の規定により指定された博物館に相当する施設</u> [(3)～(6) 同左] [2 同左] (法第4条第2項の基準) 第9条 [同左] (1) [同左]												
<table border="1"><thead><tr><th>営業の種別</th><th>面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>旅館・ホテル営業</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> [(2)～(11) 略]	営業の種別	面積	旅館・ホテル営業	[略]	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>営業の種別</th><th>面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>ホテル・旅館営業</td><td>[同左]</td></tr><tr><td>[同左]</td><td></td></tr></tbody></table> [(2)～(11) 同左]	営業の種別	面積	ホテル・旅館営業	[同左]	[同左]	
営業の種別	面積												
旅館・ホテル営業	[略]												
[略]													
営業の種別	面積												
ホテル・旅館営業	[同左]												
[同左]													

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

博物館法の一部改正等に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。